



4月15日に行われたNHKのど自慢の様子(川越運動公園総合体育館)

放射性物質、市の現状と今後の取り組み：2

平成24年度は固定資産税「評価替え」の年です：8

かわごえ90 スポーツ！グルメ！みんな笑顔で川越フェスタ：11

 地域で守る伝統：14

●「社協だより」が折り込まれています。

*川越市ホームページ(<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>)でも、広報川越をご覧になれます。

広報 川 越

No.1270

平成24年5月10日

(毎月10日・25日発行)



川越市マスコットキャラクター
「ときも」

2012年、川越市は
市制施行90周年
ともに歩む未来へ
かわごえ90

放射性物質、市の現状と今後の取り組み

東日本大震災の発生から1年以上が経過しました。市では、市民の皆さんの安全・安心の観点から、全市立保育園・学校、道路側溝、その他施設等の放射性物質の測定・除染などの対応を実施してきました。昨年度の取り組み状況と、除染等を行った施設などの再測定の結果、大気中の定点モニタリング、今年度の取り組みについてお知らせします。詳細は、市ホームページで確認することができます。

環境保全課 224-5894

平成23年度の取り組み状況

市では昨年6月と8月に、大気中放射線量の状況を把握するため、市内を5km四方に区切り、その中の公共施設等14地点の放射線量を測定しました。そして、市内全域が低いレベルであることを確認し、その後のモニタリングも実施しています（測定方法は5ページ上段参照）。

その後、市独自の対応の目安を定め、保育園・学校・公園など子どもの生活空間で、雨どいの下や側溝・雨水ますなど雨水により放射性物質が集まりやすい場所を中心に、合わせて1171の施設など1万以上の地点（3ページ図）で、詳細に放射線量の測定および対応をしました。また、市民の皆さんが利用する公民館などの施設や、道路・雨水ますなども同様に調査しました。昨年度実施した測定

の結果は、下表の通りです。

これまでに行った測定では、雨どいの下などがあまり近づかない場所と比較的高い値が出ましたが、市民の皆さんが日常生活する場所は、問題のない状況です。高い値が出た全ての地点で泥の除去などの対応をしました。現在、その後の状況の確認を進めています（4ページ参照）。

また、市民の皆さんから要望のあった放射線測定器の貸し出しも始めました。

その他、水道水・学校等のプールの水・土壌・ごみ処理施設の焼却灰などの放射能測定、放射性物質を含む稲わらを与えた可能性のある牛肉・市内から出荷している茶への対応・給食食材の産地公表や放射能検査などを行っています。

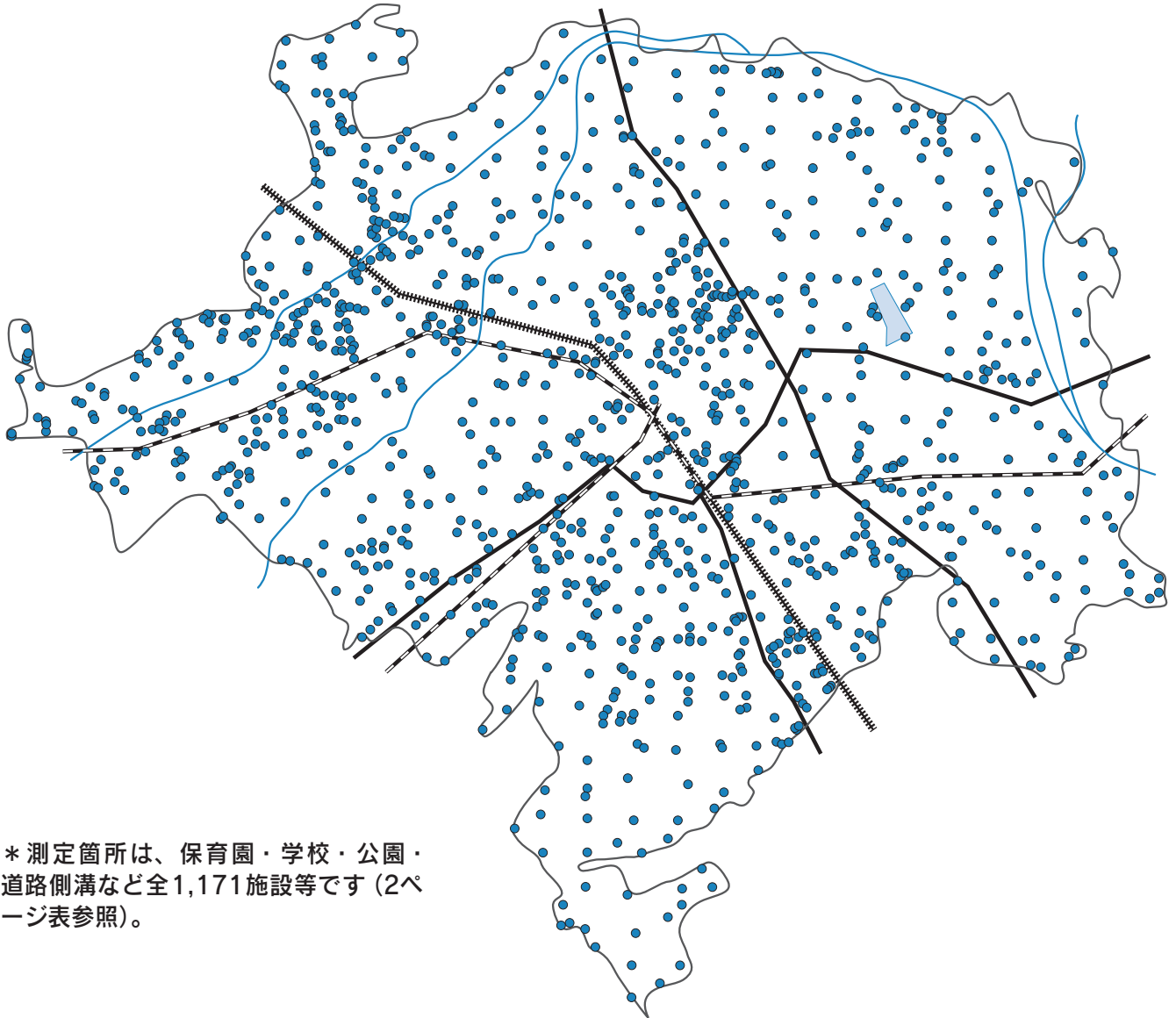
平成23年度測定結果

（除染は、対応の目安を超えた地点または目安以下で近い値の地点で実施しました）

測定施設等	測定・対応期間	施設等の数	地点数	目安超過数	除染数
市立保育園等	10月18日 ～11月16日	21	492	14	14
市立小学校	10月11日 ～11月18日	32	1,506	132	170
市立中学校	11月14日 ～11月30日	22	1,320	123	168
市立高校・特別支援学校	11月24日 ～11月30日	2	95	15	19
大規模公園	10月18日 ～12月7日	16	617	8	14
小規模都市公園	11月17日 ～12月21日	256	2,795	12	18
児童遊園等	11月17日 ～12月20日	163	2,090	0	0
市民の森	12月5日	8	79	0	0
雨水調整池	12月6日	3	17	0	0
その他の公共施設	12月14日 ～平成24年2月8日	77	1,606	67	104
私立幼稚園	12月7日 ～12月12日	12	242	2	2
認可保育園	12月1日 ～12月8日	18	424	13	13
道路側溝(ごみゼロ運動関連)	10月12日 ～11月4日	128	128	11	18
道路側溝・雨水ます等 *	平成24年3月6日 ～3月22日	413	413	0	0
合計		1,171	11,824	397	540

*道路側溝・雨水ます等の放射線量の測定は、3ページ参照。

平成23年度に放射線量を測定した施設等の分布図



*測定箇所は、保育園・学校・公園・道路側溝など全1,171施設等です(2ページ表参照)。

道路側溝・雨水ます等の放射線量を測定しました

道路環境整備課 ☎224-6029
下水維持課 ☎239-5595

市内全域の道路の路面や雨水ますの上を中心に、放射線量の測定を行いました。

測定時期

3月6日～22日

測定箇所

通行人への影響を確認するため、市内を413区域(約500m×約600m)に分け、それぞれの区域内の1地点(道路面・雨水ます等)について、地上50cmおよび5cmの放射線量を測定しました。

測定機器

環境放射線モニターPA-1000Radi(シンチレーション式)

結果

地上50cm

0.04～0.13 μ Sv/hの範囲

地上5cm

0.04～0.24 μ Sv/hの範囲

すべての地点で、市の定めた対応の目安(50cm=0.23 μ Sv/h、5cm=0.30 μ Sv/h)以下で、問題のない値でした。



昨年10月から12月までに、子どもの生活空間を中心に保育園・学校・公園・道路等の放射線量詳細測定と対応を行ったところ、89施設で対応の目安を超える値が検出され、除染等の対応を行いました。対応から2～3か月が経過し、昨年除染をした地点のその後の状況を把握するため、地上50cmおよび5cmの放射線量を再度測定しました。

測定時期
2月20日～3月14日

測定箇所

前回除染を行った保育園(14地点)・公園(32地点)・道路側溝等(18地点)は全除染地点を測定しました。学校は除染を行った地点が357地点と多いため、各学校の除染前測



①除染地点の継続測定結果

(単位：μSv/h)

測定施設	測定施設数	測定地点数	超過地点数	除染地点数	地上50cm		地上5cm	
					変化量	最大値	変化量	最大値
市立保育園等	4	14	0	0	-0.01	0.12	-0.01	0.18
市立小学校	30	58	0	0	-0.01	0.13	-0.01	0.25
市立中学・高校等	24	49	0	2	-0.01	0.16	-0.01	0.28
市立公園	13	32	1	1	0.00	0.13	0.01	0.35
道路側溝等	18	18	0	0	-	0.12	-	0.15

*変化量は、昨年10月から12月までに測定した平均値と、今回2月から3月までに測定した平均値の差です。

定値の上位2地点を中心に107地点を代表して測定しました(表①)。市が設定した対応の目安(地上50cm || 0・23 μSv/h、地上5cm || 0・30 μSv/h)を超える地点また

除染した場所で、再度数値が高くなった要因は：放射性セシウムの数値は、昨年3月下旬の雨で上昇し、その後も微量が検出される日がありました。しかし、8月以降は雨が降っても検出されていません。

大きな変化はありませんでしたが、地上5cmで対応の目安を超えたり近い値が出た地点が3地点あったため、対応しました(表②)。さらにその中の学校については追加測定し、地上50cmでは0・08～0・12 μSv/hの範囲、地上5cmでは0・11～0・22 μSv/hの範囲で、問題ない値でした。

結果
環境放射線モニターPA・1000Radi(シンチレーション式)

は目安以下で近い値があった学校は、念のため次に高い2地点を追加測定しました。

②再度除染した地点の状況

(単位：μSv/h)

施設名	地点名	測定時点	地上50cm	地上5cm
城下公園	管理棟裏雨どい下3	前回・除染前	0.14	0.48
		前回・除染後	0.12	0.15
		今回	0.13	0.35
		今回・除染後	0.10	0.17
市立大東西中学校	自転車置き場の雨どい下の砂利	前回・除染前	0.15	0.40
		前回・除染後	0.12	0.16
		今回	0.11	0.28
		今回・除染後	0.10	0.15
市立川越高校	トレーニング室裏・雨どい下(土)	前回・除染前	0.22	1.07
		前回・除染後	0.09	0.16
		今回	0.16	0.28
		今回・除染後	0.08	0.13

また、数値の上昇があまり大きいことなどから、対応の目安を超えた地点は、雨どいの中などにたまって少量の放射性物質が雨で流れ落ちたものと考えられます。なお大部分の地点では、前回の除染後と同程度またはそれ以下の値でした。

大気中放射線量の定点モニタリング

昨年6月と8月に市域を5 km四方に区切り、その中の公共施設など各2施設、計14地点(左下図)を定点と定め、大気中放射線量の測定を行いました。その後は、県が測定している降下物中放射能などの推移を確認してきました。

前回の測定から半年が経過したこと、その後の状況を把握するため、各地点の放射線量の測定を行いました。

測定時期

2月16日～17日

測定箇所

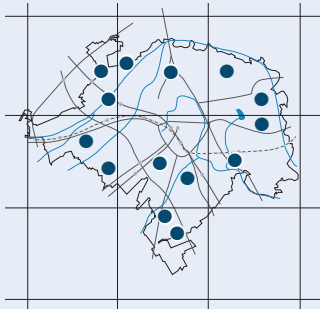
昨年8月に測定した所と同じ14施設(学校の場合は校庭)の中央で測定。

測定機器

NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ
TCS-172B

結果

地上50 cm : 0.05～0.09 μ Sv/hの範囲(前回)



0.05～0.09 μ Sv/h
地上5 cm : 0.05～0.09 μ Sv/hの範囲(前回)

いずれの地点も前回とほぼ同じ放射線量で、低い値でした。また、放射性物質汚染対処特措法における地上50 cm～1 mの基準(0.23 μ Sv/h。市の対応の目安も同じ値)および市の地上5 cmの対応の目安(0.30 μ Sv/h)よりも低く、問題ない値でした。
*降下物中の放射性物質(放射能)は、県が毎日測定・公表しています。昨年8月以降、不検出の状況が続いています。

今後の取り組み

市では放射性物質に関して、昨年は大気中放射線量の状況を重点的に測定しました。今年度は、これまで対応した地点を継続して監視するとともに、食の安全・安心の観点から、放射能検査を進めます。また、状況の変化に適切に対応します。

■保育園・学校などの施設等の放射線量継続測定

これまで測定した地点のうち除染を行った地点で、3か月または6か月後に放射線量の測定を行い、必要に応じて対応します。また、その後も継続して測定・監視します。

■大気中放射線量定点モニタリング

市内の定点14地点(上記図参照)で、半年に1回(8月・2月)放射線量を測定します。8月には、土壌中放射能の測定も行います。

*県では、モニタリングポストを県内6箇所(近隣では、狭山保健所)に設置し、大気中の放射線量を測定しています。データは文部科学省ホームページで確認できます。

■学校・保育園の給食で使用する食材などの放射能検査

学校給食：学校給食に対する安全確保と保護者等への不安解消に配慮するため、昨年度は検査機関に依頼して、12月から2回の検査を実施しました。今年度は、購入した放射能測定器を活用し、給食に使用する食材2品目程度および給食1



食分の放射能を毎日検査します。また、国の新基準よりさらに厳しい50 Bq/kgを

市の基準とし、超える値が出た食材は、学校給食への使用を控えます。

保育園給食：保育園ごとに、1週間分の給食を混合したものおよび使用する食材の放射能を検査します。

■放射線測定器の貸し出し

引き続き実施します。

■水道の放射能検査

受水場・浄水場から配水する水道水の放射能検査を、施設ごとに月1回実施します。

■市内流通品の放射能検査

市内に流通する野菜などを毎月検査・監視します。

■ごみゼロ運動に伴う道路側溝等清掃作業への対応

事前に作業場所の放射線量を確認するため、作業を行う自治会に放射線測定器を貸し出します。

■ごみ処理施設の放射能等測定

引き続き、資源化センター・東清掃センターおよび小畔の里クリーンセンターの焼却灰・排ガス・排水等の放射能を毎月、また、敷地境界の放射線量を毎週測定します。

放射線測定器の貸し出しを行っています

環境保全課 ☎224-5894

貸し出しは、1家庭または1グループにつき1台です。当日の貸出時間中に返却してください。借用・使用・返却の手続きは、申込者本人が行ってください。貸し出しの際、身分を証明する運転免許証や保険証などが必要です。使用は市内に限ります。申込者本人以外の方が管理する土地・建物を測定する場合は、事前に承諾を得てから行ってください。



貸出機器…環境放射線モニターPA-1000Radi (シンチレーション式)
貸出時間…午前9時～午後4時30分
貸出・返却場所…平日＝環境保全課(本庁舎5階)
 ▶土・日曜日、祝・休日＝当直室(本庁舎地下1階)
対象…市内在住の成人、市内の事業所・団体
貸出台数…1日当たり先着13台
申し込み…事前に電話で環境保全課

「川越城が知りたい！」を刊行しました

市立博物館 ☎222-5399

「川越城のことをまとめた本はありませんか？」の声に応え、「川越城が知りたい！—川越城本丸御殿保存修理工事の概要—」を刊行しました。

川越城に関する歴史や発掘調査の成果を、写真を交えて紹介した32ページの川越城総合案内書で、全ページカラーです。また、平成20年度から実施した川越城本丸御殿保存修理工事の際の、瓦を剥がし屋根の骨組みだけになった姿や、建物のゆがみを直したときの様子などを、写真とともに解説しています。

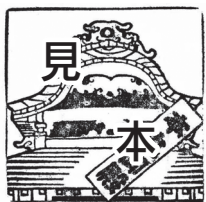
川越城についてこれから学びたい方、もっと知りたい方、城好きの方にお薦めです！

頒布場所…川越城本丸御殿・市立博物館
頒布価格…500円

- 目次
- 1 川越城をとくまぐ歴史
 - 2 川越城を分析する
 - 3 川越城本丸御殿保存修理工事
 - 4 本丸御殿の見どころ
 - 5 川越城本丸御殿のデータ



「日本100名城」写真展開催中



スタンプは、本丸御殿で常時押すことができます。

市立博物館では、日本100名城を写真で紹介しています。また川越城本丸御殿では、「日本100名城スタンプ集」を展示(いずれも要入館料)。100個のスタンプを一気に見ることができる、またとないチャンスです！

日時…7月1日(日)まで、午前9時～午後5時(入館は午後4時30分)

市立博物館
川越城本丸御殿

休館日

月曜日、第4金曜日
 * 博物館は、6月18日(月)～25日(月)の間、館内消毒のため臨時休館します。

付加年金で年金を増やせます

市民課国民年金担当 ☎224・5764

付加年金保険料は、国民年金第一号被保険者を対象にした国民年金制度独自の上乘せの年金です。

定額の国民年金保険料に加算して付加年金保険料を納めると、老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

対象：第一号被保険者（農業・自営業・学生などで、65歳までの任意加入被保険者を含む）

*保険料の納付を免除されている方や国民年金基金に加入している方は、納付できません。

付加年金保険料(月額)：400円

支給される付加年金額(年額)：

200円×付加年金保険料を納付した月数

納付開始：申し込み月から納付(さ

かのぼつての納付はできません)

申し込み：年金手帳・印鑑を持参し、

市民課(本庁舎1階)・出張所・連絡所

5月27日(日)はごみゼロ運動

資源循環推進課 ☎239・6267

ごみゼロ運動は、道路や公園などの公共の場に散乱している空き缶などのごみを拾って、清潔な環境を保つ運動です。川越が美しいまちであ



みを回収する日ではありません。

ごみゼロ運動以外にも……

市では、ごみゼロ運動の日以外に地域の清掃活動を行う団体に、ごみ袋の支給やごみ挟み・啓発用ベスト・リヤカーを貸し出しています。

また、県(川越県土整備事務所 ☎243・2020)では、道路の清掃活動を支援する「彩の国ロードサポート」、河川の清掃活動を支援する「彩の国リバーサポート」があります。ご利用ください。

資産税課からのお知らせ

資産税課管理担当 ☎224・5642

都市計画税率の改定について

平成21年に川越市税条例が改正され、都市計画税の税率が段階的に改定されることとなりました。これにより、平成24年度からは、0・25%から0・3%になります。都市計画税は都市基盤整備の重要な財源です。市民の皆さんのご理解とご協力

をお願いします。

固定資産税の減免

火災などで損害を受けた家屋の固定資産税のうち、納期限が到来していない分は、一定の要件を満たせば減免を受けることができます。消防局予防課が発行する「り災証明書」を持参し、資産税課(本庁舎2階)に相談してください。

障害者の軽自動車税を減免

市民課税制担当 ☎224・5637

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ方のうち、一定の要件に該当

通知書などを発送しました

名称	対象	発送日	問い合わせ
軽自動車税納税通知書兼領収証書	平成24年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または2輪の小型自動車の所有者	5月10日	市民課税制担当 ☎224・5637
固定資産税・都市計画税納税通知書	固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者	5月10日	資産税課管理担当 ☎224・5642

市税納期のお知らせ

名称	納期限	問い合わせ
軽自動車税	5月31日	収税課収税管理担当 ☎224・5686
固定資産税・都市計画税(第1期)	5月31日	収税課収税管理担当 ☎224・5686

*今年度から固定資産税もコンビニエンスストアで納付できるようになりました。詳しくは4月25日発行の広報川越・5ページをご覧ください。

する場合は軽自動車税が減免になります。また、これらの手帳を持つ方と生計を同一にする方が所有する車を、手帳を持つ方のために運転する場合も減免の対象です。

減免には申請が必要です。昨年に引き続き減免の申請をする方は、郵送での申請が可能です。

申請

5月24日(木)までに市民課(本庁舎2階)。

必要書類

- 平成24年度軽自動車税納税通知書
- 運転免許証
- 各手帳

平成24年度は

固定資産税「評価替え」の年です

資産税課土地担当 0224-5645

家屋担当 0224-5684

固定資産税は、毎年1月1日に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方が納める税金で、評価額を基に算定されます。土地と家屋については、原則として3年に1度の基準年度ごとに評価の見直し(評価替え)を行っています。平成24年度は、この基準年度に当たります。

*詳しくは、資産税課(本庁舎2階)で配布している「固定資産税のしおり」をご覧ください。

用語解説

地価公示価格

地価公示法に基づき、毎年1月1日時点の地価

市街化区域農地

市街化区域内で生産緑地を除く農地

課税標準額

税額を計算する基礎となる額。税額は、課税標準額に税率を乗じて求めます

固定資産評価基準

総務大臣が定める固定資産の評価基準で、評価の実施方法および手続きを定めたもの

再建築費評点補正率

前回評価替えから今回評価替えまでの3年間に生じた建築資材の物価変動率

土地の評価替えの仕組み

土地の評価替えについては、地価公示価格や不動産鑑定士の鑑定評価などに基づき、評価額を決定します。また、市内全域でバランスの取れたきめ細かい評価ができるように、平成24年度から市街化区域農地の評価等、一部評価方法を見直します。

税負担については、地域や土地によりばらつきのある負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)の不均衡を是正し、課税の公平性を促進するため、平成24年度からは、住宅用地(商業地等を除く)に係る課税標準額の据置特例措置を段階

的に廃止します。

従来、住宅用地や市街化区域農地を対象に、負担水準が80%以上100%未満の場合、今年度課税標準額を前年度課税標準額と同額とする据置特例措置が講じられてきましたが、その負担水準が90%以上100%未満に変更となりました。なお、この調整措置は、平成24年度、同25年度に実施され、同26年度以降は廃止されます。

また、土地の価格は3年間据え置くことが原則ですが、据置年度である平成25年度、同26年度において地価が下落している場合で、価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正(下落修正措置)を行います。

家屋の評価替えの仕組み

家屋の評価額は、固定資産評価基準により、再建築価格に対して経年減点補正率を乗じて算出します。

再建築価格とは、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替えの時点において、その場所に新築する場合に必要とされる建築費のことです。一般にいわれる家屋の取得価格、建築坪単価などとは異なり、前回の

評価替えで求められた、再建築費評点数に再建築費評点補正率を乗じて算出します。

経年減点補正率とは、家屋の建築後の年数経過によって生じる損耗による減価などを表したもので、構造や種類によって異なります。

平成24年度の再建築費評点補正率は、木造家屋が99%、非木造家屋が96%です。家屋の評価額が前年度を上回る場合は、前年度の評価額に据え置きます。

土地の負担水準と課税標準額について

課税標準額は負担水準によって計算が異なります。今回は、商業地などの宅地、住宅用地・市街化区域農地について解説します。

図A

商業地など(住宅用地以外の宅地など)

①負担水準が70%超
課税標準額を評価額の70%に引き下げ

②負担水準が60%以上70%以下
前年度課税標準額に据え置き

③負担水準が60%未満
前年度課税標準額に新評価額の5%

を加算したものが今年度の課税標準額

*ただし、③で計算した結果の課税標準額が新評価額の60%を超える場合は60%に据え置かれます。また、新評価額の20%に満たない場合は、20%に引き上げられます。

図B

住宅用地・市街化区域農地

①負担水準が100%超

課税標準額を100% (住宅用地の特例等を適用後の評価額)まで引き下げ

②負担水準が90%以上100%以下
前年度課税標準額に据え置き

③負担水準が90%未満

前年度課税標準額に住宅用地特例等を適用した新評価額の5%を加算したものが今年度の課税標準額

*ただし、③で計算した結果の課税標準額が新評価額(住宅用地の特例等適用後)の90%を超える場合は、90%に据え置かれます。また、新評価額(住宅用地の特例等適用後)の20%に満たない場合は、20%に引き上げられます。

●住宅用地の特例等

住宅1戸につき200㎡までは、小規模住宅用地の特例として1/6を、200㎡を超える分については、一般住宅用地の特例として1/3を評価額に乗じて課税計算を行う特例です。

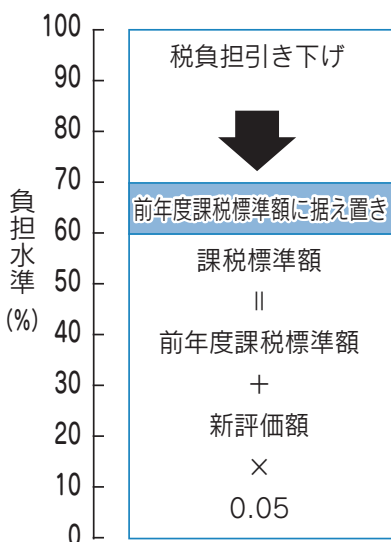
市街化区域農地の特例は1/3となります。

都市計画税についても、固定資産税と同様の調整措置が行われます。なお、特例率については小規模住宅用地が1/3、一般住宅用地および市街化区域農地が2/3となります。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成23年度課税標準額}}{\text{平成24年度評価額}} \times 100$$

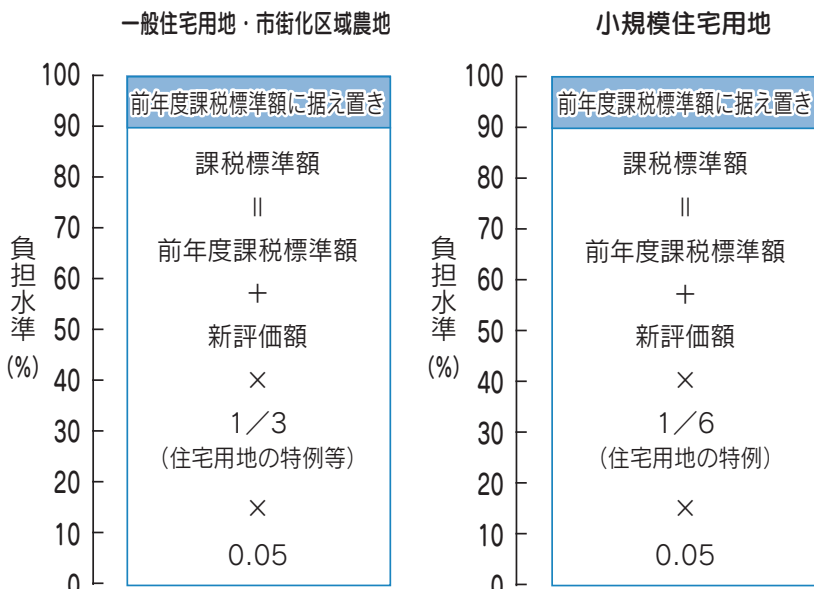
図A

商業地などの宅地



図B

住宅用地・市街化区域農地



次ページでは固定資産税のモデルケースをお知らせします

固定資産税のモデルケース

税額は、合計課税標準額の1,000円未満を切り捨てた後に、税率を乗じた額の100円未満を切り捨てて、算出します。(家屋の軽減税額算出時は除く)

また、市街化区域内の土地・家屋については、都市計画税が課税されます。

土地課税の場合

事例(200㎡の小規模住宅用地1筆)

- ・平成23年度課税標準額…2,800,000円
- ・同24年度評価額…24,000,000円
- ・同24年度特例後評価額…4,000,000円。
小規模住宅用地の特例を適用(評価額に1/6を乗じる)。

●上記の場合の固定資産税の求め方

①負担水準の算出

$$\frac{2,800,000\text{円}}{4,000,000\text{円}} \times 100 = 70\% \text{ (負担水準)}$$

②負担水準に応じた調整措置の適用

負担水準が70%なので小規模住宅用地90%未満の調整措置が適用されます(9ページ図B参照)。

$$\begin{aligned} & \text{平成23年度課税標準額} \dots 2,800,000\text{円} \\ & + \\ & \text{同24年度特例後評価額の5\%} \dots 200,000\text{円} \\ & \parallel \\ & \text{同24年度課税標準額} \dots 3,000,000\text{円} \end{aligned}$$

③平成24年度の税額算出

$$\begin{aligned} & \text{平成24年度課税標準額} \dots 3,000,000\text{円} \\ & \times \\ & \text{税率} \dots 1.4\% \\ & \parallel \end{aligned}$$

平成24年度固定資産税…42,000円

*平成24年度の評価額が前年度に比べ、下落もしくは据え置きとなっても負担水準が90%未満の土地については、税負担が緩やかに上昇します。

家屋課税の場合

事例(床面積100㎡、平成22年建築の木造専用住宅)

- ・建築時の1㎡当たりの再建築費評点数…91,000点
- ・再建築費評点数1点当たりの価格…0.99円
新築後3年間の軽減措置適用。評価額算出の計算で生じた1円未満の額は切り捨てます。

●平成23年度の固定資産税

$$\begin{aligned} & \text{建築時の1㎡当たりの再建築費評点数} \dots 91,000\text{点} \\ & \times \\ & \text{経年減点補正率} \dots 80\% \\ & \times \\ & \text{再建築費評点数1点当たりの価格} \dots 0.99\text{円} \\ & \times \\ & \text{床面積} \dots 100\text{㎡} \\ & \parallel \\ & \text{平成23年度評価額} \dots 7,207,200\text{円} \text{ (A)} \\ & \text{軽減税額} \dots \text{A} \times 1.4\% \times 50\% = 50,450\text{円} \text{ (B)} \\ & \text{平成23年度の課税標準額} \dots 7,207,200\text{円} \text{ (C)} \\ & \text{平成23年度固定資産税額} \dots \text{C} \times 1.4\% - \text{B} = 50,400\text{円} \text{ (1)} \end{aligned}$$

●評価替えによる平成24年度固定資産税

$$\begin{aligned} & \text{建築時の1㎡当たりの再建築費評点数} \dots 91,000\text{点} \\ & \times \\ & \text{再建築費評点補正率} \dots 99\% \text{ (建築物価変動率)} \\ & \times \\ & \text{経年減点補正率} \dots 75\% \\ & \times \\ & \text{再建築費評点数1点当たりの価格} \dots 0.99\text{円} \\ & \times \\ & \text{床面積} \dots 100\text{㎡} \\ & \parallel \\ & \text{平成24年度評価額} \dots 6,689,100\text{円} \text{ (D)} \\ & \text{軽減税額} \dots \text{D} \times 1.4\% \times 50\% = 46,823\text{円} \text{ (E)} \\ & \text{平成24年度の課税標準額} \dots 6,689,000\text{円} \text{ (F)} \\ & \text{平成24年度固定資産税額} \dots \text{F} \times 1.4\% - \text{E} = 46,800\text{円} \text{ (2)} \\ & \underline{\text{①} - \text{②} \dots \text{前年に比べ、3,600円の減少}} \end{aligned}$$

「エコ・カジュアルマンス」始動

環境政策課 ☎224-5866

市では、冷房などによりエネルギー使用量が増える時期を「エコ・カジュアルマンス(節電推進月間)」とし、省エネルギーに努めています。今年も、昨年に引き続き、夏期の電力不足が予想されることから、例年の6月から9月までの実施期間を拡大し、5月から10月までとしました。期間中、職員は原則ノーネクタイなどの軽装で勤務します。市民の皆さんのご理解をお願いします。

農産物販売先販売マップ 「川越プチマルシェ」 を配布します

農政課 ☎224-5939

市内各地で直売されている新鮮な野菜などの農産物。市では、そんな市内農産物の販売先を紹介するマップ「川越プチマルシェ」を作製しました。農政課(本庁舎5階)・農業ふれあいセンター・各公民館で配布しています。詳しくは農政課にお尋ねください。

5月20日(日)
オープニング
午前9時30分
川越運動公園

かわごえ90 繋がる川越未来へ向けて

スポーツ！グルメ！ みんな笑顔で川越フェスタ

政策企画課 ☎224-5503

(社)川越青年会議所共催。雨天決行。フリーマーケットも同時開催。当日直接会場。

●キッズフットサル夢プロジェクト

この日のために練習してきた子どもたちがフットサル大会に挑戦します。みんなで応援しよう。

時間：午前10時～午後4時

●小江戸プロジェクト2012

市民の皆さんから募集したレシピで作った5つの「小江戸」を食べ比べ。

定員：先着300人(午前10時から整理券を配布)

時間：午前11時45分～午後4時

●綱打ち体験

川越まつりの山車を引くための綱を作ります。

時間：午前10時～午後3時

●ゲストトークショー

元サッカー

日本代表の前

園真聖さんと

三浦淳寛さん

によるトーク

ショーを開催

します。

時間：午後1

時30分～午

後2時

●ドリーム・ダンス・デライト

子どもたちのダンスパフォーマンス。尚美学園大学チアダンス部によるエキシビジョンダンスもあります。

時間：午前10時～午後4時

●モザイクアート

当日、会場内で撮影した写真を使ってモザイクアートを作成します。ベストショットには、豪華賞品をプレゼント。

時間：午前10時～午後3時30分

●絵手紙～みんなで想いを伝えよう～

あなたの思いを絵手紙に込めて、大切な人に届けてみませんか。

時間：午前10時～午後4時

●風雲！小江戸城

忍者になって「吹き矢」「七曲り迷路」など数々の難所をクリアして、小江戸城を制覇しよう。

時間：午前10時30分～午後3時30分

●福島物産展

友好都市棚倉町など、福島県の名産品を販売します。福島を応援しよう。

時間：午前10時30分～午後3時30分

●グルメスタジアム

市内のグルメ店が集結。

時間：午前10時30分～午後3時30分

かわごえ90 ～子ども大学かわごえ特別公開授業～ 音楽の不思議と東京スカイツリー®のヒミツ

政策企画課 ☎224-5503

日時…7月7日(土)、午後1時～4時(受付＝正午から)

会場…尚美学園大学川越キャンパス(豊田町1丁目)

対象…小学4～6年生

定員…170人(抽選)

申し込み…往復ハガキの往信裏面に、参加児童全員(3人まで)の氏名・学校名・学年・電話番号を明記し、6月11日(月)(必着)までに〒350-8601川越市役所政策企画課(返信宛名は保護者の住所・氏名を記入)

1時限目

■管楽器のしくみと音色

いろいろな楽器が奏でる音色で、気持ちが変わるのはなぜ?体験しながら学んでみよう。講師は、尚美学園大学教授・後藤文夫さんと学生の皆さん。

■モーツァルトのオペラで感じる・声の「喜・怒・哀・楽」!

講師は、尚美学園大学教授・山崎岩男さん、ソプラノ・大隅智佳子さん、バリトン・久保和範さん、ピアノ・岸洋子さん。

2時限目

■東京スカイツリーのヒミツ

スカイツリーの建設から開業までの、さまざまなヒミツを探ります。講師は、東武タワースカイツリー株式会社広報宣伝部長・吉野誠一さん。



情報アラカルト

◆青空と桜若葉の伊佐沼ウォーキング

ボランティアグループやまぶき21主催。靴ひもの結び方、心拍数の計り方などポイントをおさえて歩く。5月14日(月)、午前10時～正午(受け付けは午前9時30分から)。市内在住の18歳以上。100円。当日直接農業ふれあいセンター。連絡先…福岡スミ ☎222-7563

◆霞ヶ関フォトクラブ展

同クラブ主催。5月16日(水)～21日(月)、午前9時～午後5時(初日は正午から、最終日は午後4時まで)。当日直接メルト。無料。連絡先…内山龍雄 ☎232-0039

こころ、元気ですか？

保健予防課 0227-5102

うつ病について



最近「学校や会社に行きたくない」「なんだかやる気が出ない」という自覚はありませんか。それは、生活や職場が変わったことによる「うつ病」かもしれません。

この病気は「気の持ちよう」「弱さ」が原因ではありません。人間関係、環境の変化や体調不良など、何らかのストレスにより脳のエネルギーが不足し、機能障害が起こるためだといわれています。誰もがかかる可能性があり、日本人の10〜15人に1人が、一生に一度は経験する病気といわれています。主な症状は「眠れない」「気分が重く沈む」「何をやっても楽しくない」などです。これらの症状が、2週間以上続いたら、早めに医療機関を受診しましょう。

また、うつ病は、周囲の人の早い気付きが大切です。本人が頑張ってしまうため、普段の状態と変わらないように見えても、仕事でミスが増える、口数が減る、ぼんやりすることが増えたなどの症状に気付いたら、医療機関などへの相談を勧めてください。

保健予防課では、治療や家族の対応など、本人や家族のうつ病に関する相談に応じています。ご利用ください。

みんなで子育て②

ゆつくり、ゆつくり いっしょに成長

保育課 0224-5827

入園や入学から1か月がたちました。親も子どもも、少しずつ新しい生活に慣れてきた頃ですね。しかし、4月からの環境の変化でたまったストレスが出てくるのもこの時期です。そんな時、親と子どもがどのようにふれあっていたらいいか、ちよつとしたコツをお話しします。

例2 忙しくなると、親は子どもに対する接し方が、雑になりやすいですね。ついつい子どもに「ちゃんやりなさい」などと言っていますか？

「つぎつぎないこと」を見るのではなく、「できたこと」をみつけ、一緒に喜んであげましょう。褒めることが子どものやる気を育てる1番のコツです。時間をかけ、ゆつくりと身に付けることこそが、子どもの成長になります。

例1 ストレスからイヤイヤやいたずらなどをする子どもを見て、怒ってしまつことはありませんか？

怒る前に「何をしたかったの？」と聞くことが大事。そして、子どもの失敗を受け止め、「〇〇したかったんだよね」と子どもの思いを言葉にしてあげましょう。子どもは自分のやりたかったことを分ってくれたんだと、安心します。



イライラした時ほど、子どもをしつかり抱きしめて、

親も子どもと一緒に心を休ませましょう。また、子育て支援センターなどで、子育て中の親子同士の交流や情報交換ができます。

ゆつくり、ゆつくり、子どもと一緒に生活を楽しみながら、親子で成長したいですね。

3月のごみ処理状況のお知らせ

資源循環推進課 0239-6267

		排出量	処理費(概算額)
全体のごみ		8,091.77t	3億9,682万円
定時収集可燃ごみ	月合計	4,585.94t	2億2,489万4千円
	1人当たり	13.29kg	651.63円
	4月からの累積	59,875.97t	29億3,631万8千円

*処理費は、平成22年度最終処分するまでにかかった経費を基に算出

ごみ処理トピックス

スピーカーで「ご家庭の不用品を引き取ります」と呼びかけていた業者に、不用品の回収を依頼して、高額な料金を請求されたというトラブルが起きています。

家庭のごみを回収するには、市の「一般廃棄物収集運搬業」の許可が必要です。引っ越しなどで、一時的に多量のごみが出る際は、市の処理施設へ自己搬入するか、資源循環推進課に相談してください。



市長 からの 手紙

②ゴミの不法投棄対策

「割れ窓理論」という言葉があります。1982年に米国の政治学者と犯罪学者が提唱した、防犯に関する理論です。意味は「建物の窓ガラスが1枚壊されたとき、それを放置すると、次々に窓が割られて建物が荒廃。その建物を放置すると、やがては町全体の秩序が乱れていく」というものです。

小さな犯罪も、見過ごしたり放置したりせずに、きちんと対処しないと、大きな犯罪が横行するような社会になってしまうという趣旨でしょう。犯罪に関心を持たないということは、新たな次の犯罪を呼ぶことだとも言えます。

この理論で私が連想したのが、ゴミの不法投棄です。ビン・カン・ペットボトルといった容器類、家電製品、タイヤ、その他粗大ゴミなどの不法投棄は、市民の皆様がこまめに掃除をし

て、きれいにしている場所ではあまり見受けられません。これには、「きれいに清掃されている所には、ゴミが捨てにくい」という心理も影響しているようです。

一方、実際にゴミが捨てられている場所には①人目がない、②やぶや雑草などでゴミが隠され目立たない、③手入れされずゴミや雑草などが放置されている、という特徴があります。そういった所には、不法投棄も多い傾向があります。特に③は、「ゴミ（の放置）はゴミを呼ぶ」ということです。

ゴミの不法投棄をなくすには、容器類、電化製品等のデポジット制度を国が取り入れ、捨てずに持参すれば返金してもらえらという仕組みを作るのが、最も効果的であると思います。しかし、それが当面実現しそうな中で、市としては不法投棄を減らすための手立てを尽くさなければなりません。「割れ窓理論」と同様に、ゴミがゴミを呼ぶことがあるということを考えると、ゴミが捨てられたまま放置されている状態を減らしていく必要があります。その方法として、出されたゴミを処理するといった対処療法だけでなく、積極的にきれいにしていくことができる予防的な仕組みを作れないかと、現在考えています。

川越市長 川合善明

川越まつりを 十倍楽しむ方法

2

囃子を楽しむ

川越まつり会館 225・2727



笛1人、大太鼓1人、小太鼓2人、鉦1人の五人囃子に舞が付く、川越まつりの囃子。市内には多くの流派があり、それぞれリズムやテンポ、調子、聴きどころが違います。中でも王蔵流、芝金杉流、堤崎流が三大流派と言われています。

王蔵流は、速いテンポでの軽妙な囃子と、情感ある舞の仕草が特色。芝金杉流は、テンポがゆっくりでバチ数が少なく、間を大切にしています。堤崎流は、素朴な力強さの中で、二つの小太鼓が複雑に叩き合う、多彩なカラミが特色です。

同じ曲目でも流派が異なると、まったく違う味わいがあります。10月20日・21日開催の川越まつりでは、いろいろな流派の囃子を聞くことができます。川越まつりまで待てないという方は、川越まつり会館に、三大流派の囃子を聞き比べできるコーナーがあります。また、同館では、下記の日程で囃子の実演をしています。それぞれの囃子連が生み出すリズムに、耳を傾けてみませんか。
*囃子聞き比べ、囃子実演には観覧料が必要です。

川越まつり会館囃子実演予定表

日程	囃子連名	流派
5月	20日(日)	榎会囃子連 堤崎流
	27日(日)	大塚新田囃子連 王蔵流
6月	3日(日)	鴨田囃子連 堤崎流
	10日(日)	菊元会 葛西囃子

*囃子の実演は午後1時30分・2時30分の2回(各20分)行います。

ひとまち

地域で守る伝統

400年を越える歴史を持つ、石原のささら獅子舞。伝統の祭りを地域で継承するため、幅広い世代がひとつにまとまります。



2年に一度の本祭で、獅子舞は高沢橋を渡ります。そのときに舞う「昇殿の一つ打ち」は、3歩進んで2歩下がる独特の舞。この祭り一番の見どころです。

石原のささら獅子舞(県指定無形民俗文化財)は、毎年4月の第3土・日曜日に行われます。始まりは慶長12年(1607)といわれ、寛永11年(1634)に若狭小浜へ転封となった川越城主酒井忠勝が、雌雄2頭の獅子頭を携えたことで一時中断します。宝永6年(1709)、旧高沢町の井上家から獅子頭が奉納されたことにより復活し現在に伝えられています。

勇壮な舞を演じるのは、先獅子・中獅子・後獅子の3頭と少年が演じる山の神。さらに、花笠をかぶり、ささらを鳴らす4人のササラッコが四方に立ちます。笛と竹製のささらの音に合わせた舞には、12の場面があります。



先輩の舞を真剣に見つめ、動きを覚える比嘉さん(写真右)。

夜の公民館に、小学生から70歳代くらいまでの、さまざまな人たちが集まっています。その中に、今年初めて舞う比嘉隆太さん(23歳)の姿がありました。学生のときは写真部に所属し、卒業後も市内で祭りがあると撮影に出かけていました。そんなとき、舞ってみないかと声を

かけられ、見る側から見られる側に、「伝統を担っている重みを感じています。稽古は厳しいですが、そのための時間や場所を作ってもらえることに感謝しています」と話してくれました。

初めて獅子を舞う人のことを「親」と呼び、祭りの始まりと千秋楽で舞う大事な役割があります。今年は、新人が3人。3頭とも「親」が舞うのは、担い手が少ない昨今では珍しいことだそうです。

2年前に「親」を経験した岸直子さん(41歳)は、家族や親戚などが祭りに関わっていたこともあり、やって見ようと相談。「皆さん、すんなり受け入れてくれました。女性だからと特別な扱いを受けることもありません。ササラッコのお母さん方や興味を持った女性の方もぜひ参加してほしいですね」と話します。

「親」を指導していた齊藤有紀さん(中

学3年生)

の初舞台は小学1年生のときの山の神。踊りは難しいけれど、楽しかったという齊藤さん。早く獅子舞を舞いたくて、自

作の「ダンボール獅子」で練習した成果もあり、小学5年生で獅子舞を舞うという早さ。父親で獅子舞の経験者である齊藤浩一さん(51歳)は「伝統芸能を親子で伝承できるのも、地域の祭りのいいところ」と笑顔で話してくれました。

石原のささら獅子舞保存会会長・猪鼻哲雄さん(68歳)は、「仕事を終え、稽古に来るのは大変だと思う。参加しやすい環境を作ることも私たちの役目」と話します。そのため、これまでは主に祭りの前だけだった稽古を一年を通じて行い、個人の都合に合わせてられるようにしたそうです。「祭りは、しきたりの伝承だけではなく、人との接し方を学ぶ、しつけの場であったり、地域のつながりを深める場でもあるんです」と猪鼻さん。

伝統が世代をつなぎ、つながれた世代がさらに伝統をつないでいきます。



「親」の指導に当る岸さん(写真左から3人目)と齊藤有紀さん(写真右から2人目)。

タイを体験

4月8日、タイの旧正月、ソンクラーン(水かけ祭り)を体験する催しが伊勢原公民館で行われました。「最近、容赦ない水かけ合戦として知られていますが、“微笑みの国タイ”を感じてもらえるよう伝統的な祭りを再現しました」と主催した埼玉在住タイ人クラブの中島スパタラーさん(45歳・笠幡)。

お祝いに駆けつけたタイ王国大使館一等書記官・パクウィーパー・アーウィパンさんは「川越とタイの文化交流が今後も続いていくとうれしいですね」と話してくれました。会場では、民族舞踊や音楽で盛り上がり、子どもの民族衣装コンテストに参加した須藤愛さん(小学2年生・南台



年長者の両手に、尊敬の意を込めて静かに水を注ぎます。



2丁目)は、「きれいな服を着られてうれしい」とご機嫌でした。

ハンガリーに響く川越の歌声

川越少年少女合唱団の小学5年生から高校3年生までの45人が、3月27日から4月3日まで、歌を通じて交流を深めるためハンガリーを訪れました。



参加した遠藤唯萌さん(小学6年生)は、相手の合唱団の透き通るような

歌声や大聖堂での音の響きに感動したと話してくれました。団長の熊谷高三さん(79歳)は「高いレベルの合唱を直接聴き、良い影響を受けたようです。普段よりも素晴らしい合唱を披露することができました」と満足そう。また、持参したハッピーを着て歌った「わっしょい、わっしょい」の掛け声に現地の人は興味津々だったとか。同合唱団は、8月の90周年記念事業コンサートに向け、練習に励んでいます。



行って 会って 体験
気になるイベントや人を紹介

小江戸あるき



毎月第2土曜日は、市場で

4月14日、「食の宝庫」埼玉川越総合地方卸売市場に、新鮮な地場野菜や旬の食材のおいしい食べ方、バランスよく食べるための知識など、健全な食生活に役立つ情報を発信する食育ショップがオープンしました。同ショップは「豊かな食文化の形成と地域社会への貢献をしたい」という共通の思いから、女子栄養大学(坂戸市)と同市場が連携して開設。同大学副学長・五明紀春さんは「食は命につながる大切なものです。大学が持つ食に関する知識を生かし、皆さんの食育の役に立てれば」と話してくれました。

市場発 食生活に役立つ情報

調達した食材を使ったレシピの配布や試食会、ミニ料理教室が開催されます。市場内の空き店舗を改装した40㎡ほどの店内には業務用キッチンがあり、調理の様子を見学できます。今後は肉や魚などを扱う業者が考案した「川越市場丼」などを販売する計画もあり、同ショップの多目的な活用が期待されています。

当日のレシピと試食は、オープンを祝い「お赤飯」と「鯛のアラ汁」。スタッフの同大生3年生・大城綾香さんは「多くの人が来てくれて、やる気が出ます。レシピなど食の情報をもっと発信したい」と抱負を語ってくれました。

また、同ショップを訪れた鎌田節子さん(70歳・菅原町)は「食の大切さをこれからの世代に伝えるのは、とても必要なことだと思います。次は、子どもや孫たちと一緒に来たいです」と話してくれました。

*食育ショップに関する問い合わせは、埼玉川越総合地方卸売市場 ☎240-2246

洪水と復興の歴史を語る石積み

川越のまちを歩くと、古い石積みを見かけることがあります。地味な存在であるため見過されがちですが、見事な仕上がりのものが数多くあります。元町2丁目、高沢橋のたもとにある六塚稲荷神社は、そのような石積みが残る場所の一つです。神社の周囲を守るように築かれた石積み正面は、本殿の基礎部分と同様の精巧な加工が施されています。また、側面は亀甲状の石材を巧みに組み合わせ、堅固な形になっています。

神社の裏の石積みには、旧赤間川あかまがわの洪水を物語る碑文が残されています。これによると、幕末期に洪水で石積みが崩れて復興されたことがわかります。また、明治43年と大正2年8月にも洪水が発生し、大きな被害があったようです。現在の石



積みは、大正2、3年に復興されたものです。手間暇をかけた当時の職人技が光る、これらの石積み。幾度となく起きた洪水の記録であるだけでなく、復興に尽力したまちの皆さんの、神社を大切にしてきた歴史でもあります。



コチョウラン

お祝いの贈花として人気のコチョウラン。野生の物は、

直射日光が遮られる森の中で木の枝などに巻き付いていて、花は地面に向かって下向きに咲いています。湿度の高い場所を好み、雨や霧を吸収して成長します。

子どもの頃から植物が好きで、高校生の時からコチョウランの栽培に興味を持ち始めた森田康雄さん(61歳・南田島)。コチョウランを中心に1年間で約10万鉢のランを栽培しています。台湾南部など熱帯生まれの野生の物を品種改良して作った苗を、組織培養で増やして栽培するのが一般

的。川越産は都内からの需要が多いため、森田さんはより高品質の新品種開発もしています。

普段よく見る、莖が曲線状のコチョウランは、栽培者の技術で作られた物。「湿度、光、肥料、温度、水などを同時に調整するのが難しいです。のめり込むタイプではなく、バランスよく見られる人が栽培に向きます」と森田さん。花もちちは良く、きちんと管理すると2か月ほど楽しめるそうです。



川越市内に数多くある桜の名所。その中でも北公民館前の新河岸川兩岸の桜並木は、毎年多くの花見客でにぎわっています。この場所では4月7日・8日に、夜桜の下を和舟でくぐる「小江戸川越夜桜舟遊」が行われました。舟の上から見る桜と光と夜の闇が織りなす幻想的な風景を、2日間で1028人が楽しめました。おぼろ月に照らされた夜桜もいいですが、光に照らされ川面に映える夜桜も、風情あるものですね。



編集後記

ぶんべり